

表 2-80 東京都における診療所の構造設備基準（北区の例）

区画構造の 一体性	1. 診療所、歯科診療所は、他の施設と機能的かつ物理的に区画されている 2. 医療機関の各施設は、原則として構造の一体性を保つ 雑居ビルで数階にわたって開設される場合は、専用経路（専用階段、専用エレベーター等）を確保すること（*） 3. 原則として、各室が独立していること。また、各室の用途が明示されている	
待合室	標準面積：3.3㎡以上	
診察室	標準面積：9.9㎡以上 ・他の室（診察室含む）と明確に区画。診察室が他の室への通路となるような構造でない	
処置室	・診察室と処置室を兼用する場合には、カーテン等で区画することが望ましい	
薬の保管	調剤所を設ける場合	標準面積：6.6㎡以上 ・採光、換気を十分にし、かつ清潔を保つ ・冷暗所（または電気冷蔵庫）を設ける ・鍵のかかる貯蔵設備を設ける ・調剤所と他の室との間には、隔壁を設ける
	調剤所を設けない場合	・診療所、歯科診療所内に鍵のかかる貯蔵設備を設ける
歯科治療室	標準面積：1セットの場合6.3㎡以上 2セット以上の場合は、1セットあたり5.4㎡以上 ・他の室と明確に区画されていること。他の室への通路となるような構造でない	
歯科技工室	歯科技工室を設ける場合	標準面積：6.6㎡以上 ・防じん設備、防火設備、消火用機械・器具等を設ける ・十分な採光、換気装置、ダストコレクターを設ける ・給水設備を設ける ・石膏トラップを設置する
	歯科技工室を設けない場合	・歯科を行う場合、診療所内に石膏トラップを設置する
エックス線 装置及び診 療室	・エックス線診療室は放射線防護がなされ、かつ、別に操作する場所を設ける ・エックス線診療室には「管理区域」の標識及び使用の旨の表示がある ・移動式のポータブル装置の場合には、保管場所に鍵がかかる設備を用意する。なお、診察室などで大半を使用する場合、エックス線診療室が必要である ・防護用エプロン、取扱者の被ばく測定器具を準備する	
その他	・診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気またはガスに関する構造設備については、危険防止上必要な方法を講ずる ・暖房設備は、診察室、処置室、病室、エックス線室、分娩室及び新生児の入浴施設にできる限り設置する ・廃棄物の処理にあたっては、廃棄物処理法の規定を遵守する ・寝具類等の選択を外部に委託する場合は、厚生省健康政策局指導課長通知による ・給水設備については、水道法の規定を遵守する	

医療機関における施設の一体性について

施設の一体性については「公道等を隔てた医療機関における施設の一体性について」（平 17.7.1 医政総発 0701001）の通知により、原則渡り廊下の設置が求められるが、患者の往来の頻度や病態等を勘案し、衛生面や保安面などで医療の安全性が確保されていることが認められれば公道等を隔てても施設一体性があると認められることになった。さらに「医療機関における施設の一体性について」（平 28.3.7 医政総発 0307 第 1）において利用する患者の往来の頻度や病態等を勘案し、衛生面や保安面などで医療の安全性が確保されていることが認められれば、複数階に入居する医療機関に施設内部の専用階段の設置を求める必要はないとされており、今後、東京都の基準も変わっていくと想定される。（*）

また、公道上の渡り廊下の設置についても「道路の上空に設ける通路の取扱いについて」（国道利第 7 号平 30.7.11）が改正され複数階・複数個所の接続が認められるようになり大きく規制が緩和されたといえる。